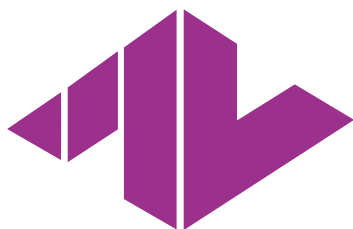


# 都留

# 市議会だより



第140号 平成18年8月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

〒402-8501 ☎(43)1111

URL : <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>

E-mail : [gikai@city.tsuru.lg.jp](mailto:gikai@city.tsuru.lg.jp)



はつらつ鶴寿大学入学式

12	11	10	4	3	2 (ページ)
議会誌	意見書	市長所信主要項目	一般質問	常任委員会等構成	6月定例会
人事案件	請願の審査結果			会議案議決結果	会期日程

## 目次



## 六月定例会会期日程

6月9日 本会議（開 会）

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎提出議案の市長説明

並びに所信表明

◎専決処分の報告

◎議案審議

◎議案及び請願の

委員会付託

6月15日 本会議

◎一般質問

6月19日 総務常任委員会

社会常任委員会

6月20日 経済建設

常任委員会

6月23日 本会議

◎委員長報告

◎議案審議（閉 会）

## 6月定例会議案議決結果

### 市長提出

承第 4号	専決処分の承認を求める件（都留市税条例中改正の件）	6月 9日	承 認
承第 5号	専決処分の承認を求める件（都留市国民健康保険税条例中改正の件）	6月 9日	承 認
承第 6号	専決処分の承認を求める件（都留市消防団員等公務災害補償条例中改正の件）	6月 9日	承 認
承第 7号	専決処分の承認を求める件（平成17年度山梨県都留市一般会計補正予算（第8号））	6月 9日	承 認
承第 8号	専決処分の承認を求める件（平成17年度山梨県都留市都留文科大特別会計補正予算（第2号））	6月 9日	承 認
承第 9号	専決処分の承認を求める件（平成17年度山梨県都留市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））	6月 9日	承 認
承第10号	専決処分の承認を求める件（平成17年度山梨県都留市老人保健特別会計補正予算（第3号））	6月 9日	承 認
議第60号	都留市税条例中改正の件	6月23日	可 決
議第61号	都留市簡易水道事業給水条例中改正の件	6月23日	可 決
議第62号	都留市小規模企業者小口資金融資促進条例中改正の件	6月23日	可 決
議第63号	都留市都市公園条例中改正の件	6月23日	可 決
議第64号	都留市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正の件	6月23日	可 決
議第65号	財産の無償貸付けの件	6月23日	可 決
議第66号	市道の路線の認定の件	6月23日	可 決
議第67号	指定管理者の指定の件（都留市小形山地域集会所）	6月23日	可 決
議第68号	指定管理者の指定の件（都留市鷹の巣集会所）	6月23日	可 決

議第69号	指定管理者の指定の件（都留市加畑集会所）	6月23日	可	決
議第70号	指定管理者の指定の件（都留市与縄営農指導センター）	6月23日	可	決
議第71号	指定管理者の指定の件（都留市川棚営農指導センター）	6月23日	可	決
議第72号	指定管理者の指定の件（都留市三吉地区転作促進センター）	6月23日	可	決
議第73号	指定管理者の指定の件（都留市大津集会所）	6月23日	可	決
議第74号	指定管理者の指定の件（都留市小形山中谷集会所）	6月23日	可	決
議第75号	指定管理者の指定の件（都留市朝日曾雌集会所）	6月23日	可	決
議第76号	平成18年度山梨県都留市一般会計補正予算（第1号）	6月23日	可	決
議第77号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	6月23日	同	意
議第78号	固定資産評価員の選任について同意を求める件	6月23日	同	意

## 議員提出

議員提出意見案第1号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書

6月23日 可 決

委員 長 杉 山 肇	副委員 長 奥 秋 くに 子	委員 長 藤 江 厚 夫	委員 長 藤 江 厚 夫	委員 長 藤 江 厚 夫	総 務 会
委員 長 谷 内 秀 春	副委員 長 谷 内 秀 春	委員 長 熊 坂 栄 太 郎	委員 長 熊 坂 栄 太 郎	委員 長 熊 坂 栄 太 郎	
委員 長 谷 内 秀 春	副委員 長 谷 内 秀 春	委員 長 堀 口 良 昭	委員 長 堀 口 良 昭	委員 長 堀 口 良 昭	社 会 会
委員 長 谷 内 秀 春	副委員 長 谷 内 秀 春	委員 長 堀 口 良 昭	委員 長 堀 口 良 昭	委員 長 堀 口 良 昭	

議長 小林 歳男（平成十七年六月二十四日就任）  
副議長 武藤 朝雄（平成十七年六月二十四日就任）

常任委員会等委員名簿 平成十八年六月二十五日就任

- ※ 総務常任委員会…総務部（総務課・政策形成課・財政課・税務課）、会計課及び消防本部並びに選挙管理委員会、公平委員会、監査委員の所管に関する事項
- ※ 社会常任委員会…市民部（市民生活課・地域振興課・福祉事務所・健康推進課）、都留文科大学事務局、都留市立病院、介護老人保健施設「つる」及び教育委員会の所管に関する事項
- ※ 経済建設常任委員会…産業・建設部（産業観光課・道路河川課・都市整備課・建築住宅課・下水道課）及び農業委員会並びに水道課の所管に関する事項
- ※ 議会運営委員会…議事運営及び議長の諮問に関する事項

議第69号	指定管理者の指定の件（都留市加畑集会所）	6月23日	可	決
議第70号	指定管理者の指定の件（都留市与縄営農指導センター）	6月23日	可	決
議第71号	指定管理者の指定の件（都留市川棚営農指導センター）	6月23日	可	決
議第72号	指定管理者の指定の件（都留市三吉地区転作促進センター）	6月23日	可	決
議第73号	指定管理者の指定の件（都留市大津集会所）	6月23日	可	決
議第74号	指定管理者の指定の件（都留市小形山中谷集会所）	6月23日	可	決
議第75号	指定管理者の指定の件（都留市朝日曾雌集会所）	6月23日	可	決
議第76号	平成18年度山梨県都留市一般会計補正予算（第1号）	6月23日	可	決
議第77号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	6月23日	同	意
議第78号	固定資産評価員の選任について同意を求める件	6月23日	同	意

## 議員提出

議員提出意見案第1号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を  
求める意見書

6月23日 可 決

委員 長 杉 山 肇	副委員 長 奥 秋 くに 子	委員 長 藤 江 厚 夫	委員 長 藤 江 厚 夫	委員 長 藤 江 厚 夫	総 務 会
委員 長 谷 内 秀 春	副委員 長 谷 内 秀 春	委員 長 熊 坂 栄 太 郎	委員 長 熊 坂 栄 太 郎	委員 長 熊 坂 栄 太 郎	
委員 長 谷 内 秀 春	副委員 長 谷 内 秀 春	委員 長 堀 口 良 昭	委員 長 堀 口 良 昭	委員 長 堀 口 良 昭	社 会 会
委員 長 谷 内 秀 春	副委員 長 谷 内 秀 春	委員 長 堀 口 良 昭	委員 長 堀 口 良 昭	委員 長 堀 口 良 昭	

議長 小林 歳男（平成十七年六月二十四日就任）  
副議長 武藤 朝雄（平成十七年六月二十四日就任）

常任委員会等委員名簿 平成十八年六月二十五日就任

- ※ 総務常任委員会…総務部（総務課・政策形成課・財政課・税務課）、会計課及び消防本部並びに選挙管理委員会、公平委員会、監査委員の所管に関する事項
- ※ 社会常任委員会…市民部（市民生活課・地域振興課・福祉事務所・健康推進課）、都留文科大学事務局、都留市立病院、介護老人保健施設「つる」及び教育委員会の所管に関する事項
- ※ 経済建設常任委員会…産業・建設部（産業観光課・道路河川課・都市整備課・建築住宅課・下水道課）及び農業委員会並びに水道課の所管に関する事項
- ※ 議会運営委員会…議事運営及び議長の諮問に関する事項




# 一般質問

六月十五日の本会議において、  
五名の議員が一般質問を行いました。

- ▽谷垣 喜一 議員
- ▽杉山 肇 議員
- ▽杉本 光男 議員
- ▽梶原 清 議員
- ▽小林 義孝 議員

**谷垣 喜一 議員**



- ▼ 幼保総合施設
- ▼ (仮称) 認定こども園について
- ▼ 子育てガイドブックについて
- ▼ 地域支援事業について
- ▼ 教育関係について

## 幼保総合施設(仮称) 認定こども園について

**問** 保育園と幼稚園の両方の機能を併せ持つ「認定こども園」を整備するための「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(幼保一元化法)が、六月九日に成立したことにより、市内各幼稚園・保育園・保育所に対し、計画や説明をどのようにしていくのか。また、平成十八年十月には本市として「認定こども園」事業がスタートできるのか。

**答** 法案が成立して間もないことから、現時点では、国の指針や県の認定基準など

が示されていないため、これらの内容が具体化した時点で、各施設へ迅速に情報提供をしていく。また、平成十八年十月からの法律施行に向けて、都留市としてこの事業が実施できるかについては、本市の実情を調査するとともに、関係団体の意向を確認し、その可能性について検討していききたい。

## 子育てガイドブック

### について

**問** これから子育てをされる方、現在子育てをされている方への情報誌として、是非子育てガイドブックの作成をお願いしたい。市内の各種情報、行政サービスの紹介、

各種相談窓口、子育てマップなど必要なときに必要な情報がすぐに得られる環境づくりは、子育ての不安解消の上で大変重要となっている。そこで、本市の特色を生かした子育てガイドブックの作成についての考えは。

**答** 出産や育児に関する基本情報、さらに行政サービスの紹介、また、各種の相談窓口などを総合的に説明した情報誌としての「子育てガイドブック」については、都留市次世代育成支援行動計画において、その策定を位置づけていることから、この計画に沿って実施していきたい。

## 地域支援事業について



**問** (一) ①聴覚障害者への支援の計画について当事者の意見の取り入れは。②手話通訳事業等の予算措置は。③手話通訳事業の利用者負担の抑制は。④災害時の防災無線のFAX送信と機器の日常生活用

具給付事業化は。⑤郡内の障害者情報拠点施設の設置に向けた取り組みをするか。(二) 地域自立支援協議会での各障害者団体の代表の取入れと、各障害者団体の連絡協議会の設置は。(三) 移動支援事業の今後の取り組みは。

**答** (一) ①学識経験者や障害福祉に関係する方々、各障害者団体の代表の方や障害当事者などで構成する計画策定委員会を設置するとともに、アンケート調査を実施し、準備を進めている。②必要に応じた支援を行いたい。③できる限り利用者の負担を軽減できるよう努力するが、今後、福祉サービスを公平かつ持続的に提供するために、財源を安定させることがなにより重要な課題であり、自立支援法による自立支援医療費や介護給付サービス等の制度に準じた制度を、検討していききたい。④現在、FAX機器を日常生活用具給付事業として支援をしており、災害時の緊急連絡の各家庭への情報送信は可能である。⑤関係市町村と協議する中、県に対し働きかけていく。(二) 圏域単位での広域的な協議会の設置が適当なのかを含め、今後、検討していく。また、

活動している各障害者団体の意向を調査し、連絡協議会設立の支援について検討していく。(三) 地域での自立した生活及び社会参加の促進を図るため、既に民間で実施している「福祉有償運送事業」また、社会福祉協議会で実施している「重度障害者移動支援事業」などを、さらに充実し対応していく。

## 教育関係について

**問** (一) 十二月議会でお願

いした、子どもの視線に立った通学路安全マップ作成の進捗状況と今後の安全対策は。(二) 自主防犯パトロールにおいて、自動車に青色回転灯を装備した青色パトロールカーの取入れについての所見は。(三) 文部科学省の「スポーツ振興計画」に基づく「総合地域スポーツクラブ」創設について、市はどう考えているか。

**答** (一) 新学期を迎え、あ

従来からの安全確保に加え、不審者侵入時への対応として、本年度新たに全小中学校へ「ネットランチャー」を配備し、今後、都留警察署の協力を得る中で、子どもたちへの防犯教室の開催や教職員を対象とした防犯訓練の講習会を予定している。(二) 防犯対策の一環としてその導入を図るべく検討を重ねており、「青色回転灯を自動車に装着して適正に自主防犯パトロールを実施することができるとして、都留警察署と協議を

進めており、証明が得られ次第、パトロールを実施する。(三) 都留市体育協会やスポーツ団体、自治会などの多くの市民のご参加をいただき、仮称「総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会」を設置することとし、クラブを円滑に運営するための人材(クラブマネージャー)の確保や競技指導者、参加者の募集を幅広く行うことを目的として活動を行い、誰でも気楽に参加できる総合型地域スポーツクラブの設置に向け取り組んでいきたい。



杉山 肇 議員

▼市民からの事業提案を  
取入れるシステムを

▼行政評価について

▼下水道について

## 市民からの事業提案を 取入れるシステムを

**問** (一) 本年三月に「都留市行財政改革集中プラン」が策定されたが、その基本的な考え方で、本市として特徴的なことは。

(二) 今までは行政サイドがスタートであることは否めない。それをさらに一歩進め、

これまでの事業、これからの事業のすべてを市民の側からの提案、アイデアで進めるシステムの確立こそが、真の住民参加に繋がるものと考え、市の考えは。



(一) 策定にあたっては、寄せられた市民の意見を踏まえ、都留市行政改革推進本部において作成された素案に基づき、外部の委員で構成する都留市行政改革推進委員

会での審議を経て、さらにパブリックコメント制度等を通じて、市民の意見を反映させることに努めた。この集中改革プランは、平成十七年度から平成二十一年度までを徹底した行財政改革を断行する期間と定め、ローリングによる適宜見直しを行い、社会経済情勢の変化などにより、新たに生じた改善事項については、その都度、柔軟かつ的確に対応し実施していくとしている。行財政改革は、事業の効率化や民営化、外部委託やエージェンシー化などにより、いかに低い費用で行政を執行するかという「内部効率化」の視点、また、その事務事業が本当に地域や住民のニーズに合った必要なものかを評価し、集中と選択を行なう「外部効率化」という二つの視点から推進する必要がある。(二) 平成十年七月に、市政への市民参加を積極的に図り、市民のまちづくりに対する意見を施策に反映していくことを目的に「市民委員会要綱」を定め、その活動にかかわる研究費や報告書の作成にいたる経費などを補助するとともに、提案されましたものについては、可能な限り実現に向け取り

組んできた。今後も、市民一人一人が主役のまちづくり実現に向けて、市民参加・提案型の取り組みを積極的に推進していきたい。

## 行政評価について



(一) 平成十五年からスタートした行政評価について、現在の状況と今までの実績は。(二) 本来、政策が目的であるならば、その目的である政策に対する評価をしなければ、本当の意味の評価にならないと思うが、平成十八年三月に策定した「都留市行財政改革集中プラン」の中の行政評価の項目の中には、政策評価に対する明記がないが、市の対応、考え方は。



(一) 事務事業の評価と選択を行うため、平成十五年度は試行として、各担当一事業、続く十六年度は各担当五事業、また、昨年度は都留文科大を除く、全事業を対象に実施した。実施に

あたっては、庁内で、行政評価を実施した後、外部委員で組織する都留市行政改革推進委員会と審査をし、概ね、適切であるとの判断をいただいている。これらの内訳は、対象事業数三百二十三事業の内、休止または廃止するもの十二事業、他の事業と統合をするもの三事業、コストの削減、運用方法の効率化など、見直しを実施するもの六十二事業、重点化するもの二十事業、現状維持二百二十六事業という結果で、これらの内、休止または廃止するもの、他の事業と統合をするもの、コストの削減、運用方法の効率化など、見直しを実施するものとした事務事業については、本年度予算、及び、今後の事業執行に反映することとしている。なお、休止、または、廃止する事業の削減効果の見込み額は、平成十六年度比で、約一億九百万円。(二) 「第五次都留市長期総合計画」では、八つのまちづくりの方向性ごとに、「分野別計画(アクションプラン)」を定め、行政ばかりではなく、市民、事業者等が協働して様々な課題の解決に取り組みうとするもので、新たに数値目標を定め、政



策、施策、事業をそれぞれ体系的に位置づけており、計画の推進に向けて、これまで実施してきた事務事業の取捨選択を目的とする行政評価システムに加え、事業、施策から構成される政策そのものに対する評価が、今後、ますます重要になるものと考えているので、外部機関による行政評価制度の導入などに向け、取り組んでいきたい。

## 下水道について

**問** (一) これまで、市が拠出した金額は、流域水道、公共下水道それぞれいくらか。(二) これからいつまでの期間、毎年、建設費、管理費を含めて拠出し続けるのか。(三) 現時点での下水道整備済み区域はどのくらいか。(四) 合併浄化槽などの技術進歩は目覚ましいものがあり、建設費も下水道に比べて約三分の一で整備できる。現行の下水道事業の早急かつ抜本的な計画の見直しを求めるが、市の考えは。

**答** (一) 平成十七年度末の流域下水道事業への累計負担額は五十億八千五百万円、また、公共下水道事業費

の累計は、五十七億七百万円となっている。(二) 管渠布設工事等として毎年約三億円、維持・管理費として、年間約一億三千万円を予定しており、期間については今後なお、数十年の期間が必要と思量されている。(三) 平成十七年度末で禾生地区と谷村地区の一部、百四十四・九畝であり、計画面積八百九十七・六畝に対して、整備率は約十六%で、認可面積二百五十・二畝に対しての整備率は約五十八%となっている。(四) 現行の事業認可の期間が平成二十二年度末までとなっているので、これに合わせ、平成十九年度末を目途に下水道計画区域の変更計画を策定すべく現在作業を進めているところである。変更にあたっては、下水道事業のみに特定することなく、より高い成果が、より低いコストで達成されるよう検討を重ねるとともに、公共下水道事業審議会へもお諮りし、変更計画を策定していきたい。



杉本 光男 議員

第五次長期総合計画の  
視覚化について

▼文化資源活用について

## 第五次長期総合計画の視覚化について

**問** (一) 家中川開発の歴史のパワーを、世代、組織を超える継続性を表すものとして、水力発電「元氣くん」と、ミュージアム都留等を連携した、歴史の光としてはどうか。(二) 政策形成のパラダイムについて、市長説明にあった未完の改革をもう少し詳しく説明願いたい。(三) 本長期計画は視点の意識化がキーワードとなる部分があると思うが、更に視覚化を図るために政策形成の中にデザイン室を設けたらどうか。

**答** (一) 谷村地域は、「歩きまくる城下町」をテーマに、ウォーキングトレイル整備事業を進めており、平成十九年度にはこれらを結ぶルートが完成するので、城下町つるの史跡探訪や、小水力発電による環境体験フィールド

を堪能していただくため、ポランティアのガイドである、市民学芸員「谷の町・史の里案内人」を養成すると共に、ミュージアム都留を拠点とする、「谷の町・史の里」の整備に、今後とも努めていきたい。(二) 地方六団体は、「地方分権の推進に関する意見書」を内閣と国会に提出し、その中で、日本の地方分権改革は、なお「未完の改革」に留まっているとし、国と地方の協議の場である「仮称」地方行財政会議の法制化や、現行の「地方交付税」に替わる「地方共有税」の創設、また、税源移譲に対応し、国库補助負担金の総件数を半減し一般財源化することなど七項目の提言を掲げ、地方分権の一層の推進を強く求めている。住民に身近な公共サービスは、住民に最も近い自治体が担うことが最も効率的・民主的であり、ニア・イズ・ベター(住民に近ければ近いほど望ましい)という補完性と

## 文化資源活用について

近接性の原理に基づく分権改革の推進こそが重要な政策パラダイムだと考えている。(三) 政策デザインは政策決定の前段に位置する仕組みとすることができるが、これまで、多くの市民の声を反映させるため、市民参加によるワークショップ手法を取り入れてきた。また「第五次都留市長期総合計画」の「人・まち・自然とむすぶコラボレイトアクションつる」において、ワークショップ方式、PI(パブリックインボルブメント)制度など「市民の参加・参画手法の導入」を位置づけている。今後とも、市民協働型まちづくりの推進に向けて、市民の参加・参画による政策デザイン化に取り組んでいく。

**問** アクアバレー構想推進には、豊富な水をテーマとし、地域活性化に結びつけるとしているが、視点を変えれば、水文化による地域興しの面もあると思う。アクアバレー構想を、市内全域に広げる面で、この点どう考えているか。水文化は、ある時は潤いを与え、ある時は消防力と

なり、俳句の世界の様にそのイメージは裾野のような広がり持つので、アクアパレー構想の中に、きらりと光る都留の感性を織り込んで頂きたい。

**答** 環境学習の体験フィールドの整備については、ミュージアム都留を起点として、ウォーキングトレイル（歩く小径）を活用すると共に、「市民学芸員」によるボランティアアガイドを育成し、「都留市まるごと博物館」と一体的な取り組みを進めていく。また、新たな小水力発電施設の適地調査等については、本年度経済産業省関東経済産業局所管の電源地域振興指導事業の採択を得て、一〇〇％国費による調査事業を実施し、年度末にはその報告書が作成されることとなっている。この調査事業は、現地調査の他に、新たな産業の創出に活用することにより、地域振興につなげていこうとするものである。現時点で有力視されているのは、小水力発電による電力と富士山の湧水を組み合わせた水耕栽培を行う植物工場で、これからの農業の新分野を開拓する先進地となる可能性を秘めた事業だと考えている。

「都留市まるごと博物館」と一体的な取り組みを進めていく。また、新たな小水力発電施設の適地調査等については、本年度経済産業省関東経済産業局所管の電源地域振興指導事業の採択を得て、一〇〇％国費による調査事業を実施し、年度末にはその報告書が作成されることとなっている。この調査事業は、現地調査の他に、新たな産業の創出に活用することにより、地域振興につなげていこうとするものである。現時点で有力視されているのは、小水力発電による電力と富士山の湧水を組み合わせた水耕栽培を行う植物工場で、これからの農業の新分野を開拓する先進地となる可能性を秘めた事業だと考えている。

## 梶原 清議員



- ▼ 児童デイサービスについて
- ▼ 地域生活支援事業について
- ▼ 体育施設について
- ▼ 自治会組織について
- ▼ 教育問題について

## 児童デイサービス

について

**問** (一) 障害者自立支援法が本格実施となる本年十月より児童デイサービスの「見直し」が行われることになるが、「見直し」が行われた場合、現在「児童デイサー

ビス」に取り組みされている所は、条件の整備ができず、多くの事業所が閉鎖せざるを得なくなる。このような状況下で、障害を持つ子どもたちを受け入れる場所がなくなった場合、その救済措置を考えるか。(二) 療育手帳を持たない子の受け皿についての考えは。

**答** (一) 放課後児童サービシス的な受け入れについては、今後三年間は経過措置として認め、その後は、地域生活支援事業のなかで、対応していくとしていく。今年度、障害者自立支援法に基づき、障害福祉計画の策定を予定している。今後、その審議の中で、放課後児童クラブ健全育成事業（学童保育）における障害児童の受け入れが可能か、また、地域生活支援事業においてどのように取り組むのか等について検討を加え、計画の中へ位置づけていきたい。(二) 本年四月より、一箇所だけ発達障害児を学童保育クラブで受け入れていただけであり、今後、保護者が希望する地域において、幅広く受け入れていただけるよう働きかけていきたい。

## 地域生活支援事業

について

**問** (一) 障害者自立支援法により、本年十月より変わる地域生活支援事業について①地域活動支援センターの扱い②相談事業について、どのような取り組みをするのか。(二) 十月より「短期入所」の日中預かりがなくなることだが、それに代わるものとしてレスパイトの幅を広げ成人も利用出来るよう強く要望するが、市の考えは。

**答** (一) ①現在の、心身障害児者を対象とする都留市福祉作業所で、また、精神障害者を対象とする都留市共同作業所むつみの家で実施が可能か、②精神保健福祉士など専門的な相談員を配置する必要が有ることなどから、市単独、あるいは東部圏域単位で実施すべきか、関係市町村とも協議する中、検討していく。(二) 地域生活支援事業の中でどのように取り組めるのか、また、デイサービス事業での対応が可能か等について、検討していく。

## 体育施設について

**問** 運動公園内の「楽山球場」と「やまびこ競技場」について、非常に風と雷が多い所だとのことで、放送施設が落雷により故障したとの話も聞いた。避雷針は設置されているのか、設置されていないければ早急に善処していただきたい。

**答** 避雷針の設置は、建築基準法で高さが規定されており「楽山球場」「やまびこ競技場」は、基準を超えないため、避雷針の設備はされていない。現在、やまびこ競技場には、施設管理人が常駐している。避難誘導や注意の呼びかけ等の徹底を図るとともに、他の体育施設についても、施設使用申込みの際、



注意書きを配布する等、利用者の安全対策には細心の注意を払っているところである。避雷針の設置については、地域の特異性や気象状況等を十分勘案し、その設置の必要性や緊急性を検討していく。

### 自治会組織について

**問** 最近、自治会離れの現象が本町の一部に起きているように思われ、他に波及するかもしれない。役の受け手がなくなり、自治会を抜ければ役をしなくても済むとのことのようにだが、とにかく用が多すぎて困るとの声も聞く。協働のまちづくりをアピールする反面、市内自治会にこのような現象が起きていることについて、どのように考えているのか。

**答** 連合自治会総会などを始めとする会議の夜間開催や市が発行する各種配布物の削減など、極力その負担軽減に努めているところである。役員就任を負担と感じている方もいるかと思うが、市民一人一人が自分たちの住む地域に関心を持ち、愛着を感じ、助け合い、支えあい、共により良い地域を創造していくこ

とが住民自治であり、その基本となる自治会が市内全域で存続し活性化されるよう、市民の皆様のご理解とご協力をお願いする。

### 教育問題について

**問** (一) 文部科学省の調査等で子ども体力低下は明らかになっているが、本市の子どもたちの実態について伺いたい。また、こうした体力や運動機能の低下に対する対策はなされているか。

(一) 文部科学省が今年度「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動を始めることとし、推進母体として全国協議会を設立しようだが、朝抜き・睡眠不足の子どもに対する影響をどのように受け止めているのか、その指導をどのようにしているか。

(一) 県教育委員会の「平成十七年度山梨県新体力テスト・健康実態調査報告書」では、十歳(小五)男子を例に比較すると合計点で山梨県の平均値を下回る結果となっている。このような体力低下の実態を踏まえ、市内小中学校においては、一校一実践を掲げ、体育の時間や休み

時間等を利用して、なわとびや、ランニング等を全校で実施しており、今後も引き続き、各学校において体力の向上が図れるよう継続的に実践していきたいと考えている。

(二) 市内各学校においては、保健集会や学校だより等で食育を推進するための家庭への啓発を行っており、青少年育成都留市民会議においては、青少年総合対策本部と連携を図る中、食育を本年度の重点課題として位置づけ「早ね・早起き・朝ごはん」運動を推進していくこととしている。様々な機会を捉えて「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動の啓発を図り、行政、地域、学校、家庭が一体となつて、子どもたちの望ましい基



### 小林 義孝 議員



- ▼ 県の合併案について
- ▼ 指定管理者制度について
- ▼ 介護保険利用者への支援を
- ▼ 学校給食の検討を

開始するに当たって

### 県の合併案について

**問** 県は今後の市町村の合併について、県としての案を発表したが当該自治体に不評なようである。都留市と合併すべきとされた西桂町、道志村とも当面合併しないとい、西桂町はどうしてもと

には至っていないと認識をしている。旧合併特例法の下から一貫して、市町村の合併協議は避けて通れない問題であるとの認識を持ち続け、今回、今回の県の構想に基づき合併協議にも柔軟かつ適切に対応していきたい。現段階では、県及び構想対象町村の動向を落着いて見守っていく。

富士吉田市と合併するといっている。県の姿勢には市町村の考えを尊重するというものが感じられない。西桂町や道志村の見解が明らかにされているも、市長の見解を問う。

**答** 山梨県では、構想対象市町村の組み合わせを検討した結果、西桂町及び道志村にあつては、本市との組み合わせが適当であると結論を出し、現在、それぞれの町村が自らの考えを県に伝えたところであり、県の構想に基づく自主的な合併を推進する状況



### 指定管理者制度

### について

**問** ほとんどの市の施設が指定管理者への移行対象とされている。これから検討される施設は本格的に株式会社

参入の可能性が大きくなり、サービスの低下や労働条件の切り下げ等の問題が生じる。施設利用者の個人情報保護

されるかも問題だ。問題がないと思われするのは使用目的が特に限定されない一般の公園くらいで、そのほかの施設の移行はすべきではないと思うが、市の見解を求めらる。

**答** 「都留市指定管理者制度導入に係わる指針」に、候補者の選定基準や、指定管理者との協定内容が定められているので、今後とも、指針に沿った対応に努めていきたい。また、引き続き検討し、条件が整い次第、指定管理者制度に移行するとしていく。施設については、独立地方行政法人等の指定管理者制度以外の管理方法の検討が必要な施設、個別法との整合性などの検討が必要とされる施設などであり、今後、これらの施設についても、民間の活力やノウハウを活用し、利用者サービスの向上や経費の節減を図り、効率的で効果的な管理運営が可能かどうか、審査過程の公平性や透明性を確保し、市民に対する説明責任を十分に果たしつつ、検討を進めていきたい。

### 介護保険利用者への支援を

**問** (一) 介護が減らされて困っているという例があるが、要介護一の人たちを介護の対象からはずすことは介護保険の役割を低めることになる。全体として介護保険の利用は頭打ちになってきていると思うがいかがか。

(二) 介護度の低いとされた人を対象とした予防事業はどのようなサービスがどの程度実施されているのか現状について報告を求めらる。(三) 利用しやすい制度とするために負担軽減措置を考へるべきではないか。

**答** (一) 現在は、横ばいで推移しているため、介護が必要な人は、ほとんど要介護認定を受けた状態に達したのではないかと考へている。今後は、今まで見られたような急激な認定者数等の増加はなく、高齢化率の上昇に比例した増加にとどまると推測している。(二) 予防事業の実績は、五月の利用者は十六人であり、その利用内容は、介護予防通所介護が九人、介護予防通所リハビリテーションが二人、介護予防訪問介

護が四人、介護予防訪問入浴介護が一人、介護予防福祉用具貸与が一人、レンタルベッド利用者を除く全ての利用者が以前の居宅介護サービスとして利用している。(三) 介護保険法に定められた「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」のほか「都留市介護保険サービス利用者負担額助成事業」において、低所得者が利用するホームヘルプサービス、訪問入浴サービス、デイサービス利用料の一部を助成するとともに、介護が必要な低所得者の介護者が事故、急病等により介護を行うことが出来ない状態にあり、介護保険サービスの利用が限度額を超えた場合には、その超過分を保険給付する「特別給付」を、県内で唯一制度化している。

### 学校給食の検討を開始するに当たって

**問** 食の問題が社会的に取り上げられるようになってくるなかで、児童・生徒の体験農業、食育、地産地消、食の安全など、学校教育を中心にして検討すべきテーマはたくさんある。これを節約とい

う考え方を討論の中心にするのでは本来の学校給食のあり方から外れると思うが、どういう立場から検討を開始するのか見解を求めらる。

**答** 平成十五年度庁内にその整備検討を行う検討班を設置し、その基礎調査では、いずれの学校給食施設においても、ウエットシステムからドライシステムへ移行する場合、敷地や床面積が不足することなどが報告されているとともに、谷村第一小学校においては平成十七年度の耐震診断の結果、耐震補強工事が必要となったため、それに合わせた調理場の整備に早急に取り組む必要が生じている。こうした状況を考へるとともに、「都留市学校給食整備検討委員会」の中で総合的に検討をいただき、その答申を踏まえ、学校給食法の目的に沿うとともに、食育や地産地消を一層推進出来る本市の学校給食の方向を見出していきたい。

### 傍聴へのお誘い

あなたも議会を傍聴してみませんか。

市議会の様子を知るには、なんといいっても議会を傍聴することが一番です。

議会の傍聴は、本会議の当日に所定の受付簿に住所・氏名を記入するだけでできます。あなたの選んだ議員が、あなたの立場に立って活躍している姿をごらんください。

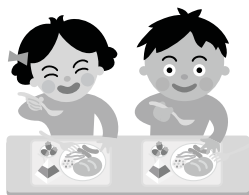
次回の定例会は九月に開会予定です。

詳しいことについては  
議会事務局

電話 四三一一一一

(内線三〇〇・三〇一)

までお問い合わせください。



# 市長所信主要項目

- 「第5次都留市長期総合計画」によるまちづくりの実践
- 豊かな水資源の利活用を目指す「アクアバレーつる」構想の推進
- 「都留市次世代育成支援行動計画」による少子化対策
- 児童福祉施設の整備に対する支援等による多様な子育て支援サービスの提供
- 一人暮らし高齢者の在宅サービス提供（電話による生活状況や安否確認・健康相談や悩み相談の実施）
- 商業振興（一店逸品創出事業の取り組み）
- 都留文科大学（2専攻創設の積極的な広報展開、「学生メッセンジャー」の派遣等による受験生確保、新たな受験会場設置検討）
- 子どもの居場所づくりの積極的な推進
- ミュージアム都留の市民学芸員の養成
- スポーツ拠点づくり推進事業（ジュニアグラススキー全国大会の実施）
- 都留市立病院（医療・看護体制の確立と地域の中核病院としての機能強化）



# 意見書

次の一件が可決され、関係各機関へ送付されました。

議員提出意見書第一号

## 『義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書』

政府は、国の財政再建方針ともあいまって、国庫補助・負担金、地方交付税、税源移譲の「三位一体」改革の論議の中で、平成十八年度から義務教育費国庫負担金について、国庫負担割合を二分の一から三分の一に縮減した。義務教育費国庫負担金の減額は、平成十八年度分は所得譲与税として、平成十九年度以降は個人住民税として財源委譲されることとなった。義務教育費国庫負担金制度は、憲法の要請を受け、昭和二十八年以来制度化され、国の責任として子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の義務教育を保障するものとしてきわめて重要な制度である。財源移譲されれば義務教育費国庫負担制度は廃止しても構わないとの指摘があるが、全額が都道府県に財源移譲されたとしても、現状の国庫負担金を下回ることが十分に予想される。多

くの県では財源が確保できずに「四十人学級」など現在の教育条件の維持すらも危惧され、また、県の財政を圧迫し、ひいては市町村財政にも影響を与えることにもつながる。義務教育費国庫負担制度が維持されなければ、我が国の義務教育推進に重大な影響を及ぼすことが必至であり、特に、山間地の多い山梨県においては、その影響は凶りしれない。

また、見直しの中で、学校事務職員・栄養職員の適用除外も検討課題として取り上げられているが、これは、義務教育制度の根幹にふれるものであり、学校運営にも大きな影響を及ぼすものである。

よって、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等が引き続き確保されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年六月二十三日

都留市議会議長 小林 歳男

提出先 文部科学大臣・財務大臣・総務大臣

## 請願の審査結果

請願第1号議 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るため

の請願

6月23日 採 択

請願第2号議 日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し中止を求める請願

6月23日 継続審査

# 人事案件

六月二十三日の本会議において、公平委員会委員、固定資産評価員選任について、議会の同意を求め、議案が上程され、それぞれ満場一致で同意されました。

## 公平委員会委員

○都留市つる一丁目一五番九号

秋山 正利

昭和五年一月一日生

## 固定資産評価員

○都留市つる四丁目五番十二号

渡邊 好彦

昭和二十二年五月一日生

# 議 会 日 誌

## 四月

- 5日(水) 都留文科大學入学式
- 6日(木) 都留市家中川小水力  
市民発電所竣工式
- 12日(水) 山梨県市議会議長会  
定期総会(南アルプス市)
- 13日(木) 関東市議会議長会監事会  
(浦安市)
- 16日(日) 宝の山ターゲットバード  
ゴルフ場オープニング  
セレモニー
- 19日(水) 関東市議会議長会第二回  
理事会(浦安市)  
市町村長及び市町村議会  
議長会議(甲府市)
- 20日(木) 第七十二回関東市議会  
議長会定期総会(浦安市)
- 29日(土) 都留市制五十二周年  
記念式典

## 五月

- 7日(日) 東部授産園みとおし落成式
- 12日(金) はつらつ鶴寿大學入学式
- 18日(木) リニア中央エクスプレス  
建設促進山梨県期成同盟会  
平成十八年度総会(甲府市)
- 24日(水) 全国市議会議長会第八二回  
定期総会(千代田区)
- 25日(木) 山梨県高速道路整備促進  
期成同盟会総会(甲府市)
- 27日(土) 都留市ふれあい全国  
俳句大会
- 28日(日) 都留市身体障害者福祉会  
定期総会
- 29日(月) 老人クラブ連合会定期総会
- 31日(水) 民生委員児童委員協議会  
定期総会

## 六月

- 5日(月) 議会運営委員会  
全員協議会
- 9日(金) 6月定例会 (開会)
- 15日(木) 6月定例会 (一般質問)
- 19日(月) 総務常任委員会  
社会常任委員会
- 20日(火) 経済建設常任委員会
- 23日(金) 6月定例会 (閉会)

### 請願や陳情は早めに準備

請願や陳情を提出する際は

次の点にご注意ください。

○ 請願書には必ず紹介議員の署名、又は記名押印が必要です。  
陳情書の場合は不要です。

○ 請願・陳情者は、住所・氏名を必ず記載し捺印してください。(連署名も同じ)

○ 内容が、例えば教育関係と道路関係が一緒のものや、福祉関係と税務関係が一緒のものなどについては、別の委員会で扱いますので、なるべく別々に分けてお出しく下さい。

○ 提出日は、特に定めてありませんので、いつでも差し支えありませんが、定例会(三月、六月、九月及び十二月)招集日の四日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されますが、それ以降は次の議会で審議されることとなりますのでご注意ください。

次回の定例会は**九月**に  
開会予定です。  
問合先 議会事務局  
電話 四三一一一一  
内線(三〇〇・三〇一)

※今回から読み易くするために、内容を精査し、一般質問等の要旨を掲載いたしました。

議会だより編集委員会